

令和6年能登半島地震に伴い職員を派遣します

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震を受け、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用し、国の「応急対策職員派遣制度」のもと職員派遣を実施します。

今回の派遣では、1月7日（日）から現地入りする先遣隊が情報の収集や調整を行い、これを受け、被災地支援チームが石川県輪島市において避難所運営等の支援を行うことを想定しています。

1 派遣実施日

令和6年1月7日（日）

2 派遣先

石川県輪島市

3 派遣体制及び内容

（1）先遣隊

- ・管理職1名を含む危機管理本部職員3名で構成
- ・1月7日（日）に現地入りし、被災状況等の情報収集や今後の応援体制の調整などを行う。

（2）被災地支援チーム

- ・管理職1名を含む危機管理本部及び各区の職員で構成
 - ・先遣隊の情報や調整を受け、1月10日（水）から当面の間、石川県輪島市において10名体制で避難所運営等の支援を行う。
- ※被災地の状況により支援内容や体制、派遣期間等に変更が生じることがあります。

【参考】

（1）広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画について

広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、被災地支援に取り組むことを目的に平成25年12月に策定したものです。

（2）応急対策職員派遣制度について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みを定めたものです。

【問合せ先】

川崎市危機管理本部企画担当 郷野
電話 044-200-2478